



青森県報

第二千七百七十五号

平成十五年五月十九日(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定……………(林政課) ……一

公 告

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……一

建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所) ……二

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(中林地事務所) ……二

右 同……………(北林地事務所) ……三

土地改良区の役員の住所変更……………(上北地事務所) ……三

告 示

青森県告示第三百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

る同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 保安林の所在場所

西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野一三七の六(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び岩崎村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平館

村土地改良区の定款の変更を平成十五年五月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理人
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十九日

青森県知事職務代理人
青森県事務吏員 小 堀 安 雄

- 一 商号又は名称 新成興業株式会社
- 二 代表者の氏名 気田 福俊
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字藤島字上野月六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第九九四四号
- 五 取消年月日 平成十五年五月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年四月十七日合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十九日

中南方農林水産事務所長 高 畑 幸

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十二年災農業用施設災害復旧事業 二二・一〇一	大 鱒 町	平成三・六・一五
十四年災農地災害復旧事業 一六・八	弘 前 市	一五・三・二〇
十四年災農業用施設災害復旧事業 一六・九	〃	一五・三・三
十四年災農業用施設災害復旧事業 一六・一〇一	〃	一五・三・二四
〃 一六・一〇四	〃	一五・三・二〇
〃 一六・一〇六	〃	〃
〃 一六・一〇七	〃	一五・三・三
〃 一六・一〇九	〃	一五・三・二〇
〃 一六・一一〇	〃	〃
〃 一六・一一一	〃	一五・三・二四
〃 一六・一一二	〃	〃
〃 一六・一一三	〃	一五・三・二〇
〃 一六・一一四	〃	〃
〃 一六・一一五	〃	〃

"	一六・一・一六	"	一五・三・三
十四年災農地災害復旧事業	一八・一	岩木町	一五・三・五
"	一八・二	"	"
十四年災農業用施設災害復旧事業	一八・二〇一	"	"
"	一八・二〇二	"	"
"	一八・二〇三	"	"
十四年災農地災害復旧事業	二二・一	大鰐町	一五・三・三
"	二二・二	"	一五・三・〇
"	二二・三	"	"
"	二二・五	"	一五・三・四
十四年災農業用施設災害復旧事業	二二・一〇一	"	一五・三・〇
"	二二・一〇二	"	一五・三・〇
"	二二・一〇三	"	一五・三・三

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十五年五月十九日

北地方農林水産事務所長 斉藤 剛

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十四年災農地災害復旧事業	三二・一	金木町
十四年災農業用施設災害復旧事業	三二・一〇三	平成一五・四・四
"	"	一五・四・七
"	"	一五・四・四
"	"	一五・四・四

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年五月十九日

上北地方農林水産事務所長 山口 眞 誉

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理事	角 武志	旧住所 三沢市大字三沢字大津五八の一九〇 新住所 三沢市大津二丁目五八の一九〇	平成一四・一・一〇
"	千葉 兼太郎	旧住所 三沢市大字三沢字大津二の二八〇 新住所 三沢市大津二丁目二の二八〇	"
"	高橋 和男	旧住所 三沢市大字三沢字大津二の二七五 新住所 三沢市大津二丁目二の二七五	"

監 事
北 向 日 直
旧住所 三沢市大字三沢字園沢一四四の三八 新住所 三沢市大津三丁目一四四の三八
”

青 森 県	青 森 市 長 島 二 丁 目 一 番 一 号	發 行 所 ・ 發 行 人
青 森 市 古 川 二 丁 目 一 七 番 五 号	東 奥 印 刷 株 式 會 社	印 刷 所 ・ 販 売 人

(每週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一錢